平成２４年（フ）第４８１号
神奈川県茅ヶ崎市今宿396番地1004号　コスモ茅ヶ崎プレシオ
債務者　佐々木　洋
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８１号
横浜市港北区日吉７丁目22番17号　204
債務者　石井　朝英
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８号
岡山市南区西高崎22番地33
債務者　丸山　桂吾
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３４号
東京都国分寺市西町１丁目８番地25サンコーポ国立206
債務者　黒田久美子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６０号
静岡県焼津市八楠１丁目12番地の10　塩沢アパート
債務者　増井　紹夫
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３号
静岡市清水区草薙杉道１丁目11番37号
債務者　梅田　勝重
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１４号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地67―505
債務者　比嘉ホセルイスこと　ヒガ・ロハス・ジョセ・ルイス（ＨＩＧＡ　ＲＯＪＡＳ　ＪＯＳＥ　ＬＵＩＳ）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１５号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地67―505
債務者　ヒガジュリ・ヒガユリ・比嘉ジュリ・比嘉ユリこと　グタラ・ラミレス・ジュリ・ビクトリア（ＧＵＴＡＲＲＡ　ＲＡＭＩＲＥＺ　ＹＵＬＩ　ＶＩＣＴＯＲＩＡ）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６号
長野県小諸市大字八満643番地
債務者　竹内　敏一
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第９号
長野県佐久市協和5464番地
債務者　内藤真奈美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１６２号
静岡市清水区七ツ新屋283番地の１　グランシャリオ205号　宮原方、旧住所静岡市駿河区中吉田43番39号
債務者　小林　伸子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９２号
大阪市東淀川区東淡路４丁目12番８号サンポート21　403号
債務者　影山　英章
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６号
熊本県山鹿市藤井1005番地
債務者　富永美峰代
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
島根県出雲市今市町1993番地38
債務者　吉田　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月４日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２４６号
東京都清瀬市旭が丘５丁目２番３―407号
債務者　岩間　武夫
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部